

宇都宮市市税納付推進協力事業所制度 QアンドA

Q 1 「市税納付推進協力事業所制度」とは、どのような制度なのか。

A 1 市税の「うっかり納め忘れ」などをなくし、誰もが納期限内に納めることができるよう、本市が行う市税の納付意識の啓発や収納対策に対し、市と連携して従業員の方に積極的な働きかけを行う事業所を登録する制度です。

Q 2 登録するための手続きを教えてください。

A 2 登録を希望する事業所等は、市税納付推進協力事業所登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、届出していただくことになります。市で内容等を審査した後、名簿に登録されます。登録後に、事業所等に対して登録証、ステッカーが交付されます。

Q 3 取組の内容について教えてください。

A 3 ①従業員に対する市税等に関する啓発活動

⇒ 市が発信するメールマガジンなどによる税情報（「納期限」や「納付方法」のお知らせ）の従業員の方への周知や、従業員の方の税制度への理解促進を目的として市が行う訪問の受入などです。

②市税に関する啓発物の掲示・配布

⇒ 市が発送する啓発物（ポスターやチラシなど）の事業所内での掲示、従業員の方への配布などです。

③その他、市税の収納対策に係る協力

⇒ 従業員の方やその家族への口座振替の勧奨として、口座振替の申込書の配布や取りまとめなどです。

Q 4 納付推進員というのはどのようなことをするのですか。

A 4 市が送付した税情報（メールやチラシ等）の従業員の方への周知や、口座振替の申込書の取りまとめなど、市と事業所との窓口としての役割を担当していただくことになります。

Q 5 登録した場合、事業所にどのようなメリットがあるのですか。

A 5 市ホームページなどで、事業所の名称・所在地等を市税納付推進協力事業所として掲載し、PRさせていただきます。

また、市税に関する相談のほか、相談内容に応じ専門機関（国税・県税、税理士相談）をご案内するとともに、口座振替申込の出張手続きや、職員による税制度の説明会の実施など、ご要望に応じた各種支援を積極的に行います。

さらに、特に優れた取組を行ったと認められる場合には表彰するとともに、市ホームページ等で取組事例などを紹介させていただきます。

Q 6 登録の期間について教えてください。また更新の手続き等はどのようにすればよいのでしょうか。

A 6 登録の期間は申請受付日から2年間とします。ただし、登録抹消の申し出がなく、引き続き登録要件を満たしている場合は、さらに2年間延長とし、以後についても同様とします。

なお、登録時の要件であります「市税の納付状況」については、市が調査することについて同意をいただきます。

Q 7 登録後に事業所の所在地や名称等が変わった場合はどのようにすればよいのでしょうか。

A 7 登録の届出と同様に、変更届で変更部分を届出していただくことになります。

Q 8 都合により、事業所の登録を取りやめる場合はどのようにすればよいのでしょうか。

A 8 登録の抹消届出が必要になります。